

令和6年3月12日

四日市市議会

議長 樋口 龍馬 様

教育民生常任委員会

委員長 加納 康樹

教育民生常任委員会行政視察報告

教育民生常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和6年1月22日（月）～1月24日（水）
2. 視察都市 佐倉市、大和市、前橋市
3. 参加者 加納康樹 山口智也 今村厚美 笹井絹予 谷口周司
水谷一未 村上 暁 森川 慎 山田知美
(随行) 一海浩也
4. 調査事項 別紙のとおり

(佐倉市)

1. 市勢

市政施行 昭和 29 年 3 月 31 日

人 口 170,406 人 (令和 5 年 12 月 31 日現在)

面 積 103.69 平方キロメートル

2. 財政

令和 5 年度一般会計当初予算 518 億 3000 万円

令和 5 年度特別会計当初予算 356 億 3148 万円

令和 5 年度企業会計当初予算 112 億 8196 万円

合 計 987 億 4344 万円

財政力指数 0.886 (令和 4 年度決算)

3. 議会

条例定数 28

4 常任委員会 (総務、文教福祉、経済環境、建設)

特別委員会は設置していない。(令和 6 年 2 月 1 日現在)

4. 視察事項 市学校プール・市民プール再編に向けた調査について

(1) 視察目的

佐倉市では、老朽化の進む学校プールや市民プールの再編・再整備、「市の財政負担等の軽減」と「市民満足度の向上」の両立を可能とする再編モデルの構築を目的として、平成 25 年度から市内の公立小学校で水泳授業の民間委託を行っている。それに伴って、学校プールと市民プールの再編に向けた調査業務委託を実施し、目指すべき再編事業モデルを示した調査報告書が作成されている。本市においても、令和 4 年度から市内公立小学校 2 校の 5 年生で民間プールを活用した水泳授業が始まり、令和 5 年度には校数を増やしているが、さらなる拡充を後押しするため市議会からも提言を行ったところである。早期から民間

委託を進めている佐倉市の取組を参考とするため、視察を行うこととなった。

(2) 民間プール委託事業について

①経緯

佐倉市での水泳授業の民間委託の議論が始まったのは、現在実施している佐倉小学校と西志津小学校の耐震改修工事が契機となった。耐震改修工事を進める上で、当該2校の学校プールを廃止し、跡地を有効利用した工事が進められていった。民間委託の検討に当たっては、当該2校を含めて市内のほとんどの学校プールの老朽化が進んでいることを踏まえ、今後の市の財政負担の軽減とともに、民間委託による市民満足度の向上も同時に図ることができるとの見通しを持って、事業が進められていった。

②民間委託の概要

市内の23小学校のうち、現在、佐倉小学校（平成25年度から）と西志津小学校（平成26年度から）の2校で民間委託を行っており、委託先は、市内民間スポーツクラブ1社で、5月から9月までを契約期間としている。

今年度までは、1校が6月から7月初旬、もう1校が7月中旬から9月末に隔年交替で実施していたが、令和6年度からは、5月初旬からスタートし、1学期中に2校ともに実施したいとのことであった。

また、クラス担当と特別支援担当の教員が1学年で4、5人程度引率し、児童を4～5グループに分けて、各グループに引率職員とクラブのインストラクター各1名を配置している。

なお、移動はクラブ所有の中型・大型バス5台を利用し、クラブのスタッフが運転している。

授業内容

○実施回数は年に4回（全学年）

○1日で2学年を実施

○1回の授業で3時間分の授業時間

（授業：70分程度、移動：往復40分程度、着替え：30分程度）

③委託費（随意契約）

11,116,945円（令和5年度見積金額）

内訳	施設利用料	4,604,976円
	インストラクター指導料	2,127,840円
	送迎バス人件費	1,549,020円
	諸経費	808,078円
	消費税	1,010,631円

※児童生徒一人当たりおよそ8,922円（概算）

④事業のメリット、デメリット

<主なメリット>

- ・学校プールの維持費、更新費用の負担が軽減
- ・天候に左右されず、計画的に水泳授業が実施
- ・水泳指導に対する市民満足度の向上
- ・高い安全管理（専門指導員＋教員の監視） など

<主なデメリット>

- ・往復移動による所要時間とコスト負担が発生
- ・地域開放や部活動に学校プールが使用できない
- ・事故が発生した場合の責任問題 など

⑤保護者、児童、教員からの意見

紹介された保護者、児童からの意見は、おおむね実施に好意的な意見であった。教員からも、安全の確保、適切で効果的な指導の面で評価する意見がある一方、移動時間を含めた時間数の確保、学校行事との兼ね合いによる実施時期、スポーツクラブ側との打合せ時間の負担などの課題が挙げられた。

⑥今後の課題

民間委託には多くのメリットがある一方で、校内で水泳授業を行っている学校と比べるとどうしても授業時数が少なくなってしまうたり、特別な支援が必要な児童への対応などが今後の大きな課題として示された。

(3) 学校プール・市民プールの再編について

①学校プールの維持経費と民間委託費用との比較

令和3年度現在、佐倉市内にある学校プール34のうち33のプールが築20年以上を経過しており、かなり老朽化が進んでいる。今後このまま学校プールを使い続けると、今後30年間に約31.1億円の保全費用が必要と試算された一方、全小中学校で民間委託した場合は約17.5億円と試算された。結果としては、民間委託を進めたほうが、30年間で約13.6億円の財政負担が軽減されるとの試算結果であった。

②今後のプール授業の方針

上記の試算を基に、佐倉市では、民間スイミングクラブ活用にシフトチェンジし、段階的に10年～20年後までには完全移行を目指すことを基本方針とした。また、既存の学校プールは、現耐用年数の範囲内で、できる限り利用することを原則とした。これらの基本方針と原則を踏まえつつ、各学校の個別事情により総合的に判断することとした。

③再編計画の概要

佐倉市では、老朽化の進む学校プールや市民プールの再編・再整備を通じて「市の財政負担等の軽減」と「市民満足度の向上」の両立が可能か調査を行い、平成31年1月に調査結果が公表された。調査結果では、佐倉市内で唯一、屋根のある根郷中学校プールを存続・活用し、2つの市民プールの温水化と併せて、3施設に学校プールを集約し、さらに、現在行っている民間プールの活用と併せた複合型のモデルプランを立案した。この調

査結果を受けて詳細な検討を進めていくこととしていたものの、コロナ禍もあり、現状、具体的な施策の検討は進んでいないとの説明であった。

(4) 委員からの意見

Q 1. 民間プールでの授業の際、教員もプールに入って指導しているのか。

A 1. 基本的に入れる職員は入って指導を行っているが、これまでよりは教員の負担は減っている。

Q 2. 民間事業者との間で大きなトラブルはあったか。

A 2. 熱心に指導してもらっており、大きなトラブルはない。なお、近年の物価高騰もあり、費用面で課題があることは両方で共有している。

Q 3. 移動に時間がかかり、他の授業に影響したことはあったか。

A 3. 基本的には片道 20 分以内で移動でき、大きな問題はない。今年度、台風の影響で道路が冠水し、給食の時間に遅れたことが一度だけあった。

Q 4. これまでの学校プールでの授業内容と違う点はあるのか。

A 4. 学校の授業であり、学習指導要領に基づく水泳授業を行うことに変わりはない。時間数の関係で、今年度は児童の自由時間がつくれなかったもので、自由時間を求める保護者からの意見はあった。

Q 5. 特別な支援が必要な児童への対応はどうか。

A 5. クラブ側と事前に丁寧に情報を共有した上で授業を行っている。基本的には交流授業として水泳授業に参加する児童と教室に残る児童を分け、教員も同様に分けていた。令和 6 年度は、教員の負担軽減のため、特別支援学級の児童はまとまって参加することを検討している。

Q 6. 今後事業拡大のために民間事業者の協力が得られる見込みはあるのか。

A 6. 現在は 1 社のみだが、部活動の地域移行の流れもあり、民間事業者からの問合せも増えつつある。今後、小規模校を中心に事業者からの協力が得られる見込みはあると考えている。

Q 7. 随意契約が続いている現在の委託内容については、今後検討していることはあるのか。

- A 7. 水泳指導と送迎を分けて委託することも考えられるが、リスクも考えると、水泳指導と送迎をセットで委託したほうが児童生徒の安全性が確保されると考え、現在の委託内容としている。対応してもらおう事業者を増やそうとすれば、今後は分けて契約することも検討する必要がある。
- Q 8. 今後民間委託を拡大していく中で、学校プールをどのようにしていくのか、市の方針は決まっているのか。
- A 8. 学校プールを廃止して跡地利用したほうがいいのか、残して活用したほうがいいのかは、ケースバイケースで考えていくものとする。
- Q 9. 温水プールであれば期間を限定せずに委託することも考えているか。
- A 9. 多くの学校で実施する場合には委託期間を広げる必要があると考える。
- Q10. 調査結果による再編事業モデルの検討状況は、現在どの程度か。
- A10. 市民プールの屋内温水化には相当な費用が想定され、費用対効果など検討が必要であり、まだ市としての方針は決まっていない。少なくとも既存の学校プールを更新していく方向性にはない。
- Q11. 仕様書に保護者の授業見学は可能としているが、実際はどうか。
- A11. 今年度はコロナ禍が明けて久しぶりの実施となったので、混乱を避ける意味で、学校からの要望を受けて保護者見学の実施は見送った。
- Q12. 水泳指導中や移動中の事故等による保険適用はどうか。
- A12. 水泳指導中の事故等は教育課程の一環ため、スポーツ振興センター保険が適用される。移動中の事故等は受注者側の責任と考えている。

(5) 所感

佐倉市は小学校の耐震改修工事を契機として、早い時期から水泳授業の民間委託を実施しており、実績を重ねて試行錯誤しながら、事業をよりよい形になるよう工夫して進めていることを実感した。また、生徒や保護者、現場の教員の多くの意見を聞くところでは、一定の課題はあるものの、本市でのさらなる民間委託拡充の必要性について再認識することができた。

佐倉市の状況は本市の教育環境や学校配置状況、市内の民間事業者の活動状況等とは異なるため、単純な比較はできないものの、本市においても、多くの学校プールが築40年以上と老朽化が進んでいることから、早期に学校プールの在り方を議論し、本市の将来像を描いていくことは不可欠である。そのためにも、児童生徒数の将来見通し、各学校の耐震改修計画、部活動の地域移行など複合的な要素も十分に考慮した上で、未来の四日市の子供たちのための学校プールの在り方を当委員会ですっかりと議論していく必要がある。

本市でも令和4年度に大矢知興譲小学校と常磐西小学校の2校の5年生を対象に水泳授業の民間委託が始まり、令和5年度においても拡充が図られている。令和6年度予算に向けた提言にも示したように、現在実施している学校での検証結果、事業の拡充に不可欠となる民間事業者との協議状況など、今後議会に示される内容を当委員会として注視していく必要がある。

今回の視察では、本市における今後の水泳授業の在り方を考え、民間委託をより一層進めていく上で、佐倉市の先行する取組は、大いに参考となったと考える。

(大和市)

1. 市勢

市政施行 昭和 34 年 2 月 1 日

人 口 243,624 人 (令和 6 年 1 月 1 日現在)

面 積 27.09 平方キロメートル

2. 財政

令和 5 年度一般会計当初予算 849 億 8000 万円

令和 5 年度特別会計当初予算 445 億 0501 万円

令和 5 年度企業会計当初予算 254 億 2220 万円

合 計 1549 億 0721 万円

財政力指数 0.93 (令和 4 年度決算)

3. 議会

条例定数 28

4 常任委員会 (総務、厚生、文教市民経済、環境建設)

2 特別委員会 (基地対策、前市長による公共工事のやり直しに
関する調査)

4. 視察事項 認知症に関する官民連携の取組について

(1) 視察目的

大和市は、「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言を発表したり、全国で初めてはいかい高齢者個人賠償責任保険を導入するなど、認知症施策に積極的に取り組んでいる。また、令和 3 年には大和市認知症 1 万人時代条例を制定し、特に、多様な主体が参画した「共生のまち」を目指して、民間企業との連携に力を入れて様々な取組が行われている。

本市においても、令和 4 年 8 月に「四日市市認知症フレンドリー宣言」を行ったところであるが、誰もが暮らしやすい「認知症フレンドリーなまち」を目

指すためには、行政が施策を行うだけにとどまらず、多くの主体が参画して、市民全体の意識醸成につなげていくことが不可欠である。このような点で、官民連携の取組を進めている先進都市の一つとして大和市の取組が参考になると考え、視察を行うこととなった。

(2) 条例制定の背景と経緯

①背景

平成 28 年 9 月に「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言を行ったことが市民の関心を高める大きな契機となった。また、令和 3 年度に認知症の人が当初の想定よりも早く 1 万人を超えたことで、共生のまちづくりの必要性がより高まったことも条例制定の大きな要因となった。

②経緯

条例制定に向けて、コロナ禍の状況ではあったものの、認知症の人とその家族との意見交換会を実施したり、自宅訪問を行うなど、当事者の声を聞く機会を設けた。また、認知症の人から「ひとことカード」に本人の思い、メッセージを書いてもらった。これらの声を集めて分かってきたことは、認知症の人が望む暮らしがあり、また、チャレンジができるということであり、「認知症の人の声は未来の自分たち市民の声」と捉え、条例制定の参考としたとのことであった。

(3) 条例制定による成果と課題

①成果

大和市の認知症施策の目指す姿が共有しやすくなったこと、認知症の人の本人視点を意識する取組が増えていったこと、これまでの取組に対して新たな価値や視点を見いだすことができるようになったことをそれぞれ挙げられた。

②課題

条例の理念を実現するためには、より多くの市民に条例を周知し、目指す姿（地域づくり）を伝えていく必要があるとのことであった。また、共感が得られない市民に対して、作品の展示やひとことカードの掲示など、伝え方を工夫することが課題とのことであった。

（４）官民連携の取組

大和市認知症1万人時代条例では、事業者の役割と責務を規定している。これにより、事業者の役割を明確化し、認知症の人の視点に立って認知症の人や家族等と価値観や体験を共有することで、認知症とともに歩むまち（共生社会）の実現を目指した官民連携の取組を進めている。

①厚生労働省老人保健健康増進等事業

令和2年度に認知症に関する官民連携プラットフォームの普及に向けた調査研究事業を、また、令和3年度に「地方版認知症官民協議会」の普及・設置に向けたモデル事業に関する調査研究事業を行った。コロナ禍の影響で多くが実現できなかったものの、市役所に隣接するイオンとの協働により相談会、意見交換会等を開催した。

②やまとオークシティとの包括協定の締結

コロナ禍以前から協定の締結を準備していたもののコロナ禍で延期していたが、令和5年3月にやまとオークシティ（イオン、イトーヨーカ堂）との包括協定を締結した。両社のテナント従業員を対象にした「認知症の正しい理解講座」の開催や、オレンジイノベーションプロジェクト展として認知症当事者の声を採り入れた製品・サービスを見学・体験できるイベントの開催などを行っている。また、認知症当事者が製品開発に参画できるような取組も企業と連携して行っている。

③認知症の人視点の普及啓発（大和市版認知症サポーター養成講座）

「認知症世界の歩き方」の著者である笥裕介氏が代表を務めるNPO法人と協働して認知症サポーター養成講座用の教材テキストを作り、周知啓発のために養成講座等で活用している。

④その他

認知症の人・地域住民向けのGPSシューズの体験会を受託事業者と協働で開催したり、市内書店と協力して認知症講演会の周知や講師の書籍を紹介したりするなど、官民連携による地域づくりに取り組んでいる。

(5) 委員からの意見

Q 1. 条例制定を求める声はどこから上がったのか。

A 1. 平成 28 年に宣言を行った後、認知症に関する市民の関心が非常に高いことを実感した。認知症の市民が 1 万人を超え、行政として何ができるのかを考えた中で、条例化が近道と考えて推進していった。

Q 2. 宣言を契機に市民の関心が高まったとのことだが、詳細を確認したい。

A 2. はいかい高齢者個人賠償責任保険を全国で初めて導入した際に、多くのメディアで取り上げられ、大和市が認知症施策に力を入れていることが多くの市民に認知された。その後も施策に取り組み続けたことで、認知症の講演会にも大勢の人が来場するようになるなど、市民の関心がどんどん高まってきた背景があった。

Q 3. 認知症施策の拠点となるような施設はあるのか。

A 3. そのような施設はないが、施策を進める上で、平成 28 年度から認知症施策推進係を設置していることは大きな強みと考えている。係体制は保健師 4 名と事務職 3 名である。その他、認知症に関する相談専用ダイヤルを設けるなど、充実を図っている。

Q 4. 係の保健師は、どのような業務をしているのか。

A 4. 認知症初期集中支援チームの業務、タブレット端末を使った認知機能の検査、保健指導、予防教室の運営などである。共生を学んでもらった

上で、さらに元気に過ごしてもらうために何をしたらいいのかという視点での予防業務に取り組んでいる。

Q 5. ホームページが充実しているが、どのように工夫しているのか。

A 5. なるべく多くの写真や意見を掲載するように心がけている。想像以上にホームページを閲覧してもらっていることを実感しており、掲載内容にはこだわっている。

Q 6. 認知症の人との意見交換会の開催に当たって、意識した点はあったのか。

A 6. テーマは「自分が望む大和での暮らし」として、あまり認知症に寄ったテーマ設定としないようにした。認知症の人が一市民としてどのような市民生活を送っていきたいかを知りたいと考えた。認知症だからということではなく、認知症の人も市民の一人として考えることに気づかされたのととも、その点を多くの市民にも知ってもらう必要がある。

Q 7. 認知症当事者が製品開発に参画することで製造業の企業にメリットがあることは理解できるが、販売する小売店の反応はどうか。

A 7. 手間や人手がかかるため、小売店の現場での従業員の反応は確かによくないが、認知症の人は市内に1万人以上も居て一消費者として大切な存在であるという認識を共有してもらうように心がけている。また、なるべく手間をかけてもらわなくてもいいように配慮している。

Q 8. 条例に規定する事業主の役割として「認知症施策に協力」とあるが、どのような事例があるか。

A 8. 例えば、理美容や住宅関係の事業者から会員対象に認知症講座を開いてほしいとの依頼を定期的を受けている。市はその場で周知啓発を行い、それを受けて事業者が実践してもらうことも「協力」と捉えている。また、事業者から許可が得られれば、認知症への協力事業者として情報発信している。

Q 9. 企業と市民のどちらを重点的にアプローチしているのか

A 9. どちらも重要だが、今は市民へのアプローチを重視している。ただ、

市民と行政の関係だけでは地域づくりは成り立たないので、企業の関わりが欠かせないことを意識し、官民連携に取り組んでいる。

Q10. 認知症の人にイベント等に参加してもらうため、どのように声かけをしているのか。

A10. 市内にある認知症の会（わすれな草の会）に声をかけている。認知症の人が、支えられる側ではなく、支え合える一員としての意識を持ってもらえるように話し合うことで、参加につながっている。

Q11. 認知症カフェがコロナ禍であまり進んでいないとの説明であったが、今後はどうか。

A11. 大和市では、市によるもののほか、これまで地域包括支援センター、地域の団体、薬局等で行っているが、企業によるカフェの開設事例はない。コロナ禍が終わり、認知症に特化しないような高齢者の居場所づくりにアプローチできればと考えている。

Q12. 宣言や条例を通して、認知症の人の声を聞き、本人が活躍できる場面が徐々に増えつつあると実感しているか。

A12. 以前から認知症の人から意見を聞く必要性は理解していたものの、やはり条例制定をきっかけに当事者の意見を聞くようになった。また、工夫することで認知症の人が話しやすい雰囲気をつくっていった。条例制定が次の施策を進めるための力になったと考えている。

Q13. 今後のさらなる施策展開を考えているか。

A13. できればもっと小さな単位の事業者にも普及させていきたい。企業や団体の規模によってできることは違うため、どのようなことに協力してもらえるのか、対話を重ねることを大切にしたい。

Q14. 宣言を行って以降、認知症施策に関する予算は増えているのか。

A14. 介護保険の地域支援事業を多く活用していることもあり、予算としてはさほど増えていない。また、例えば認知症の冊子を民間と協力して一緒に開発したり、民間の小売店を活用することで費用を抑えている。新たな事業を多く行うのではなく、例えば、認知症カフェに参加しや

すいテーマを設定して意見交換できる機会をつくるなど、既存の事業に価値を加えるような取組も行っている。

Q15. 鉄道事業者と連携しているのか。

A15. パンフレットの配架をお願いしている。今後もチャンスはあると考えている。

(6) 所感

大和市の認知症施策は全国的にも注目されているが、平成28年の「認知症1万人時代に備えるまち やまと」宣言を出発点として、全国で初めて認知症の人への個人賠償責任保険を導入することなどにより「認知症とともに歩むまち」として積極的に情報発信し、市民や企業の認知症への理解、関心を高めることに成功していることを実感した。単なる宣言を行っただけにとどまらず、約24万人市民のうち認知症の人が1万人を超えるというように数字で市民等に訴え、講演会や研修等を通じて、認知症はより身近なものであることの理解が広がってきたことを確認した。

また、令和3年に制定した大和市認知症1万人時代条例では、共生のまちづくり実現のためには企業の協力が不可欠との考えの下、事業者の役割と責務を明確化し、官民連携の取組を積極的に進めている。条例制定が、関係者の意見を聴取し、企業との連携を進めていく上での大きな後押しとなっているとの担当者からの説明があり、行政が目指す認知症施策の「目指す姿」について市民や企業との共有が着実に進んでいることを認識することができた。

これらの施策を進める上で、認知症の人「本人」の視点を常に大切にしつつ、認知症の人を支えるべき存在と捉えるだけでなく、認知症の人が他の人と同じように自分らしく社会の中で活躍してもらいたいという視点を常に意識していることが印象的であった。

今回の視察では、本市において、今後、どのように認知症への市民や企業の理解、関心を広げ、次なる施策につなげていけるのかを、条例制定も含めて検討していく上で、大和市の様々な取組は、大いに参考となったと考える。

(前橋市)

1. 市勢

市政施行 明治 25 年 4 月 1 日

人 口 329,850 人 (令和 5 年 12 月 31 日現在)

面 積 311.59 平方キロメートル

2. 財政

令和 5 年度一般会計当初予算 1467 億 6450 万円

令和 5 年度特別会計当初予算 974 億 8684 万円

令和 5 年度企業会計当初予算 272 億 0257 万円

合 計 2714 億 5391 万円

財政力指数 0.792 (令和 4 年度決算)

3. 議会

条例定数 38

4 常任委員会 (総務、教育福祉、市民経済、建設水道)

1 特別委員会 (ICT 利便性向上調査)

4. 視察事項 要介護 (要支援) 認定調査・審査会のデジタル化について

(1) 視察目的

前橋市では、「介護認定調査員支援システム」「審査会システム」を導入することにより、調査票作成等の業務効率化、ペーパーレス化を図るなど、要介護 (要支援) 認定のデジタル化に積極的に取り組んでいる。

本市において、今後、高齢者社会の進展とともに要介護認定者数が増え、要介護認定の業務量の増加が想定される中で、限られた調査員や審査委員で少しでも効率的かつ適正に業務を行っていくためには、他自治体の先行事例を参考に、要介護等認定業務におけるデジタル化の導入を検討していく必要がある。

当委員会では、令和 5 年 10 月に実施した所管事務調査においてデジタル化に

向けた検討の必要性を委員間で共有したところだが、前橋市が行うデジタル化の取組の現状、効果等を調査することで、今後の本市における導入検討の参考になると考え、視察を行うこととなった。

(2) 前橋市の現状

①高齢化率、要介護等認定者数

令和4年9月末時点で、前橋市の総人口は331,972人、うち65歳以上人口が99,478人であり、高齢化率は約30.0%である。同時期の本市の高齢化率は約26.1%であり、本市よりも高齢化が進んでいる状況にある。

これに伴って、同時点での前橋市の要介護等認定者数は18,030人、認定率は17.9%と、本市の13,337人、16.5%に比べて高い値となっている。

②審査体制

前橋市では、10年以上にわたり、24の会議体、120名の審査委員で運営しており、各会議体は、医師2名、歯科医師・保健関係1名、福祉関係2名で構成している。なお、審査会開催回数は、1会議体当たり年間22回で、市全体で528回開催している。

③審査件数

前橋市の近年の審査件数は以下のとおりである。一定の条件に当てはまる場合の審査の簡素化について、平成30年度から更新申請の最長有効期間を36か月に延長し、令和3年度にはさらに48か月に延長している。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
審査件数	15,785	12,926	12,451	9,797	11,267	11,257
簡素化	0	1,114	2,672	1,125	1,702	1,771

④訪問調査の概要

令和4年度の実績では、前橋市全体の訪問調査の件数のうち、約92%が

直営調査員（正規職員、任期付任用職員、会計年度任用職員）で、残りの約8%を委託事業所が行っている。

（3）要介護等認定デジタル化事業の導入

①経緯

今後認定者数の増加とともに審査件数の増加も想定される中、現状の業務の進め方では、調査員や審査委員への負担がますます増え、対応できなくなることを喫緊の課題と捉え、デジタル化が検討された。入札方法はプロポーザルとし、業者選定を行った。

②概要

認定業務全体のうち、調査票の作成と介護認定審査会のオンライン開催の部分を今回のデジタル化実現の範囲としている。

〈調査員支援システム〉

調査員が調査票をタブレット上で作成し、そのデータをシステム連携して基幹システムに取り込む。訪問調査の適正な実施と効率化につなげ、申請から認定までの日数の短縮に取り組む。

〈審査会システム〉

審査委員が審査資料をデータで送付し、審査会をオンラインで開催する。また、データ化した二次判定結果をシステム連携し、基幹システムに取り込む。審査時間の短縮と効率化、ペーパーレス化による業務量と業務コストの削減に取り組む。

③経費

システムにかかる経費は、以下のとおりである。

【初期経費】

	初期経費	備考
--	------	----

調査員支援システム	10,212,510 円	導入経費、連携構築経費 ほか
審査会システム	6,382,497 円	導入経費、連携構築経費 ほか

【経常経費】

	経常経費（年間）	備考
調査員支援システム	7,605,840 円	システム賃借料
審査会システム	6,163,740 円	システム賃借料（審査委員用タブレット端末含む）、インターネット回線通信料

（４）システム導入後のメリット、効果

〈調査員支援システム〉

システム導入前は、年間約 59,000 枚の紙の調査票をスキャナで読み込んでその結果を確認し、約 1 割のエラーを修正した上で調査票を整理していたが、データ入力した内容をシステム連携することで、これらの作業が不要となり、年間で 446 時間の市の業務時間が削減されたと試算している。

また、調査員が調査票の提出のための週 1 回の登庁が不要となることなどによって、申請から認定までの日数が平均で 5.2 日短縮された。

さらに、調査票の特記事項の作成にテンプレートを活用したり、システムによるエラーチェックを行うことなどにより、調査票の平準化や効率化、質の向上も図られている。

〈審査会システム〉

システム導入前は、資料の印刷と個人情報の部分のマスキング処理を行った上で各審査委員へ送付する資料をコピーし、郵送していたが、これらの業務が削減、効率化されるなど、年間で 361,152 枚のペーパーレス化、1,388 時間の業務時間と 388 万円の経費が削減されたと試算している。

また、事前審査方式を採用することで会議時間を短縮したり、オンライン開催により審査委員の会場への移動がなくなったことで会議開催がしやすくなるなど、持続可能で円滑な委員会運営を進めている。

なお、これらをシステムありきで進めるのではなく、各審査委員の希望に応じ、紙配付、来庁による会議の開催についても並行して対応している。

(5) 導入後の課題

委託事業所が作成する調査票は紙のままでありメリットが得られていないこと、AIの精度向上のためにサンプルを積み上げていく必要があること等が今後の課題として挙げられた。これらの課題解決と併せて、前橋市における今後の展望として、主治医意見書のデジタル化が可能かどうか検討していきたいとの方向性も示された。

(6) 委員からの意見

- Q 1. 調査票を作成する際の特記事項のテンプレート活用の状況はどうか。
- A 1. 調査員の増員が今後は難しい中、調査員1人当たりの調査件数を増やすためには、1件当たりの調査時間を減らす必要がある。テンプレートの活用により、1件当たりの時間は半分程度になったと感じている。
- Q 2. 特記事項のテンプレート活用により、伝わり切らない内容はないか。
- A 2. テンプレートの内容に加えて個別の内容も入力しており、特段のデメリットは感じていない。ほとんどの案件で個別の内容を入力している。
- Q 3. 調査員に貸与するタブレット端末とシステム本体はオンラインでつながっているのか。
- A 3. 行政ネットワークの都合により、オンラインではつなげていない。調査員がタブレット端末で自らのIDでログインして入力したデータはクラウド上で管理しており、端末上に個人情報情報は保存されない。なお、クラウド上のデータは、USBメモリで取り出して別のパソコンにデータを移しているが、USBメモリを庁外に持ち出すことはない。
- Q 4. 現在、審査委員120人のうち5人が紙配付希望とのことだが、導入当初の数はどうであったか。
- A 4. 導入当初から5人で、全員が医師である。導入前の医師会との協議に

において、紙配付も併用して残すことで、導入の了承を得た。

Q 5. どのような流れでプロポーザルによる入札に至ったのか。

A 5. プロポーザルを行う前に、該当しそうな事業者に広く声をかけて、その事業者が有するシステムの情報を提供してもらう機会を設け、実際の操作等も行った。その上で、前橋市に必要な機能を仕様書に盛り込み、プロポーザルを進めていった。

Q 6. デジタル化の目的の1つに「訪問調査の適正な実施」とあるが、紙資料の時と比べてどのように改善されたのか。

A 6. 以前は、調査員ごとで調査の質にバラつきがあった。特記事項の記入にテンプレートを活用することで、調査員の視点がある程度統一化されてきたと考えている。他自治体と同様、前橋市でも提出された調査票は全て点検しているが、調査員ごとの表記にバラつきが少なくなったことで、点検もしやすくなった。

Q 7. 審査会のオンライン化にあわせて、委員報酬は変更したのか。

A 7. 議論は行ったが、オンライン化前から報酬額は変更していない。

Q 8. オンライン化した後も、審査会の審査内容の質は担保されているか。

A 8. 事前審査をすることで、全員が同じ意見の部分は議論を短縮して進めることができる。1人でも意見が割れている部分に議論を集中させることで必要な議論に時間を当てられるメリットがある。その上で、1回の会議当たりの所要時間は約10分短縮されている。

Q 9. 予算が必要なことを除いて、システム導入によるデメリットはあるか。

A 9. 審査会運営をはじめとして、デメリットは感じていない。

Q10. システム導入に向けた審査委員へのフォローとしてコールセンターを設置しているが、問合せの状況はどうか。

A10. 当初は多かったが、現在はそれほど多くはない。操作も難しくなく、説明をすればほとんどの人が使いこなしてもらえる。

Q11. システム導入は、市職員のほうにメリットが多いのか。

A11. 前橋市は調査業務の外部委託の割合が少なく、調査員として従事する

会計年度任用職員が常勤・非常勤合わせて非常に多いので、メリットを感じている。

Q12. 申請から認定までの日数短縮が効果として挙げられているが、さらに法定の30日をクリアするために必要と考えていることはあるか。

A12. 大変難しい課題だが、主治医意見書の部分がデジタル化できれば、さらなる短縮が見込めると考えており、今後検討していきたい。

Q13. 事前審査を行ったことで、調査員の負担は増えたか。

A13. 内容を事前に見てもらおうという点は、デジタル化以前の紙の時と同じで調査員の負担は変わらない。結果を事前にデータで送ってもらうという点では、負担は増えている。

Q14. 調査員支援システムと審査会システムがそれぞれ別の事業者になった場合、業務を行う上で問題になることが考えられるか。

A14. 別の事業者になっても業務には問題ないと考える。

Q15. 前橋市のような介護認定のデジタル化を進める自治体は増えているか。

A15. 増加傾向にあり、国もデジタル化の方向に動いている。

(7) 所感

前橋市は、本市と都市規模が同程度だが、高齢化の進展は本市よりも先行している。しかし、本市も同様に高齢化が急速に進んでいく中で、本市で求められる要介護等認定業務の今後の施策の方向性は、前橋市と共通するものである。前橋市が令和4年度から実施した要介護等認定のデジタル化は、本市における現状及び将来の課題解決に必要な取組であることを実感することができた。また、前橋市の担当者からは、デジタル化の効果は大きく、費用負担が発生することを除いてデメリットは感じていないとの説明を聞き、業務の効率化と質の向上に大きな効果があることを認識することができた。

前橋市における今後の展望としては、認定審査の質を上げるためのさらなるAI化、主治医意見書の部分のデジタル化等を検討していくことで、認定業務全体のさらなるデジタル化を進めていくとのことであった。前橋市以外の自治

体においてもデジタル化を進める傾向にあり、国もデジタル化の方針を示していることを踏まえると、この流れは今後加速していくものと思われる。

本市においては、審査会がオンラインで開催できるような環境整備を進めていく方向性は担当部局から確認しているものの、ペーパーレス化も含めた業務の効率化と質の向上を担保し、市民サービスの向上に大きく寄与するデジタル化の必要性を再認識したところであり、時代に即したシステムの導入を後押ししていく必要がある。

今回、先行する前橋市の現状や導入後のメリット、また今後に向けた検討内容の説明を受けたことは、本市の今後の施策を考える上で大いに参考となるものであった。